

キャッシュレス・消費者還元事業参加に関する同意書

申込者（以下「当方」という。）は、「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「本事業」という。)に参加するため、貴社に加盟登録を依頼するにあたり、下記の事項について同意し又は誓約します。

1. 総則

本同意書は、本事業への参加に関して、必要な事項を定めるものであり、本同意書に定めのない事項は、貴社と締結した加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）に従うものとします。

2. 登録要件の充足等

(1)当方は、以下に掲げる各事項について、貴社に対して表明し、保証します。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者には該当しないこと。
- ②会社形態以外の事業者に該当する場合には、別紙1項（3）①から③のいずれかの事項を充足すること。
- ③別紙4項（1）①又は、②のいずれかの事業に該当するものとして、貴社に対して申告する場合、その内容が真実であること。
- ④本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員、株式保有割合等を変更しないこと。
- ⑤別紙1項の事項をいずれも充足する中小・小規模事業者であり、同2項の中小・小規模事業者等には該当しないこと。
- ⑥「キャッシュレス・消費者還元事業参加申込書」の記載内容が真実であること。

(2)当方は、別紙3項記載の取引について、本事業による補助の対象外であることを確認の上、承諾します。

3. 本事業における消費者還元率の設定等についての確認

当方は、別紙3項及び4項の内容を確認し、自らに適用される還元率、端末補助の有無、手数料補助の有無を判断の上で、貴社へ加盟登録を依頼します。なお、当該判断に誤りがあった場合に生じる不利益については、当方が負担します。

4. 事業期間中の条件

当方は、事業期間中は、加盟店契約その他これに関連し又は付随する合意事項の内容に関わらず、以下の条件が優先して適用されることに同意します。

(1) 加盟店手数料還元

当方は、事業期間中の加盟店手数料の3分の1相当額の補助金（以下「補助金」という。）について、事業期間中の加盟店手数料から控除される方法により受領します。

(2) 加盟店手数料率の変更

加盟店契約における加盟店手数料率が税込3.25%を超える場合には、本事業期間中は税込3.25%に変更されるものとします。なお、変更されたクレジットカード利用の加盟店手数料率は、事業期間が終了した後も変更されずに維持されるものとし、電子マネー決済サービスの加盟店手数料率は事業期間終了後は税別3.25%以下に変更するものとします。

※加盟店手数料はクレジットカードは非課税、電子マネー決済サービスはID以外消費税課税対象

5. 本事業に関する業務

当方は、本事業に関する業務について、以下の事項を適切に実施します。

- (1) 当方は、キャンセルの場合等、補助金交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないよう貴社を通じて一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）に当該事実を報告します。
- (2) 当方は、不当な取引の防止を適切に行います。
- (3) 当方は、本事業に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスター等の掲示を行います。
- (4) 当方は、店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポン等を行発行し、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する場合には、その旨を消費者にわかりやすく表示します。
- (5) 当方は、補助金事務局が行う需要平準化効果やキャッシュレス推進施策の状況等の調査等に協力します。
- (6) 当方は、別紙1項から3項までに規定する本事業公募・登録対象に係る要件に該当しなくなった場合には、速やかに本事業に登録している貴社を通じて、補助金事務局に連絡を行います。
- (7) 当方は、本事業の要件を満たしていることを証明できる証拠を請求された場合、貴社を通じて、補助金事務局に提出します。
- (8) 当方は、自らが判断した消費者還元率の設定等に疑義が生じた場合には、貴社の指示に基づき速やかに疑義を解消するための対応を行います。
- (9) 当方は、事業期間中、登録申請内容に変更が発生した場合には、速やかに貴社を通じて補助金事務局へ報告します。

6. 不正取引時の補助金返還等

当方は、当方が行ったキャッシュレス決済について、以下のいずれかに該当する不当な取引が発生した場合、又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、当該利用分に基づき補助金につきましては、支払いを求めないものとします。また、当方が貴社より補助金を受領済みの場合には、速やかに当該利用分に係る補助金相当額並びに当該補助金相当額に年10.95%を乗じた額を、貴社に対して返還します。

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦ その他貴社が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

7. 不正取引に関する調査

当方は、前項の不当な取引が疑われる事象が発生した場合又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、貴社の指示に従うとともに、貴社が行う当該取引に対する調査に最大限協力します。

8. 解除及び損害賠償

当方は、6項に該当する不当な取引の発生が判明した場合、又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、貴社の判断によりキャッシュレス決済を一時的に停止されたり、加盟店契約の一部又は全部を解除されたりしても、異議を申し立てないものとします。

また、当方は、当方に帰責される不当な取引によって、貴社に損失が生じた際に、その帰責の程度に応じて、貴社の損失額に相当する金額（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）を貴社に支払います。

9. 不正取引に係る加盟店の情報提供

当方は、6項に該当する不当な取引の発生が判明した場合は、貴社が以下に掲げる当方の情報を本事業の執行団体である補助金事務局及び他の本事業に登録する決済事業者（その委託先を含む）に共有することを承諾します。

- ① 社名（個人事業主にあつては事業主名）
- ② 代表者名
- ③ 代表者生年月日
- ④ 設立年月日
- ⑤ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
- ⑥ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の住所
- ⑦ 補助金の振込先口座情報
- ⑧ 不当な取引を行った事実

10. 加盟店ID

当方は、本同意書交付時点において、既に加盟店IDを取得している場合には、当該加盟店IDを貴社に対して通知します。また、当方は他の決済事業者に加盟店IDの発行手続きを依頼している場合には、加盟店ID取得後すみやかに貴社に対して通知します。

11. 確認資料

当方は、個人事業主に該当する場合には、貴社に対して開業届、納税証明書等の営業の実態を示す資料を交付します。また、当方は、別紙2項13号（注6）記載の事業者に該当する場合には、各事業についての営業許可に関する証明書（写し）及び都道府県組合が発行する組合員であること、組合による指導を受けたことに関する証明書（写し）を貴社に対して交付します。

12. 協議事項

本同意書において定めのない事項又は疑義がある事項については、別途、貴社との協議をもって決定します。
以上

【別表1】 フランチャイズチェーン等における消費者への還元率の設定

	加盟者（中小・小規模事業者等）（※2）	フランチャイズチェーン本部の直営店	加盟者（中小・小規模事業者等）に該当しない者
本部が中小・小規模事業者等に該当	還元率：5% 端末補助：あり 手数料補助：あり	還元率：5% 端末補助：あり 手数料補助：あり	還元率：0% 端末補助：なし 手数料補助：なし
本部が中小・小規模事業者等に該当しない（※1）	還元率：2% 端末補助：なし 手数料補助：なし	還元率：0% 手数料補助：なし	還元率：0% 端末補助：なし 手数料補助：なし
	中小・小規模事業者等		中小・小規模事業者等に該当しない者
揮発油販売業の登録を受ける者	還元率：2% 端末補助：なし 手数料補助：なし		還元率：0% 端末補助：なし 手数料補助：なし

【別紙】

1. 公募の対象となる中小・小規模事業者等について

(1) 公募の対象となる中小・小規模事業者等の定義

本事業において登録対象となる中小・小規模事業者等は、以下のとおりとする。

- ・製造業その他：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
- ・卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
- ・小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
- ・サービス業（※1）：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
- ※1 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- ※2 資本金又は出資が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。
- ※3 事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に再度資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員、株式保有割合等を変更していると認められた場合は申請時点にかかのぼって本事業の登録の対象外とする。

(2) 課税所得

1. （1）に該当する中小・小規模事業者等であっても、下記に該当する場合は、登録の対象外とする。

- ・登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える事業者
- ※1 「所得」とは、法人事業者においては法人税法第22条1項に規定される「所得」又は法人税法第81条の2に規定される「連結所得」を示し、個人事業者においては所得税法第27条に規定される「事業所得」を示す。
- ※2 上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書の提出を求めることとする。

(3) 会社形態以外の事業者について

本事業において登録対象となる会社形態以外の事業者は以下のとおりとする。

- ① 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会については、1. （2）に該当しない場合に限り登録の対象とする。
- ② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、1. （1）の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、1.（1）の※2又は※3に該当しない限り登録の対象とする。
- ③ 公益財団法人、公益社団法人については、1. （1）の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、1.（1）の※3に該当しない場合に限り登録の対象とする。

2. 登録の対象外となる中小・小規模事業者等

下記の中小・小規模事業者等は本事業の登録の対象外とする。

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者
- ③ 資金決済に関する法律第2条第17項に規定する銀行等（同項第8号から第14号までに掲げる者を除く。）、同条第8項に規定する仮想通貨交換業者、信用保証協会法に規定する信用保証協会、農業信用保証保険法に規定する農業信用基金協会、中小漁業融資保証法に規定する漁業信用基金協会、信託業法に規定する信託会社、保険業法に規定する保険会社
- ④ 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保健医療の給付等を行う保健医療機関（注1）及び保険薬局（注2）
- ⑤ 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者（注3）
- ⑥ 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更正保護事業法に規定する更正保護事業を行う事業者（注4）
- ⑦ 学校教育法に規定する学校、専修学校、修行年限が1年以上などの一定の要件（注5）を満たす各種学校
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」（※一部例外（注6）を除く）、「性風俗関連特殊営業」、「接客業務受託営業」を営んでいる事業者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者
- ⑩ 宗教法人
- ⑪ 関税法第42条に規定する保税蔵置場の許可を受けた保税売店
- ⑫ 法人格のない任意団体
- ⑬ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者
 - （注1） 保険適用外のいわゆる自由診療（保険医療機関以外の医療機関で行うものを含む。）についても補助対象外。
 - （注2） 保険薬局について、OTC医薬品や日用品等の消費税課税取引は補助対象。
 - （注3） 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売、工務店やリフォーム業者が行う居宅介護住宅改修は補助対象。
 - （注4） 社会福祉事業のうち、生産活動として行うもの（レストラン営業や小売など）は補助対象。
 - （注5） ①修業年限が1年以上であること、②1年間の授業時間数が680時間以上であること、③教員数を含む施設等が同時に授業を受ける生徒数からみて十分であること、④年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められていること、⑤学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、成績考査に関する表簿などに記載されていること、⑥成績の評価に基づいて卒業証書又は終了証書が授与されていること。
 - ※一般的に上記①～⑥の要件にあてはまらぬ学習塾、自動車学校、カルチャースクール等は消費税課税であるため、補助対象。
 - （注6） ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者は補助対象。

3. 消費者還元の対象外となる取引

1. （1）の中小・小規模事業者等に該当する場合であっても、下記の取引については本事業の補助の対象外とする。仮にこれらの取引に消費者還元が行われたことが発覚した場合は、補助金の返還を求める。

- ① 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、紙証及び物品切手等の販売
- ② 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- ③ 新築住宅の販売
- ④ 当せん金付証券（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝車投票券（オートレース）の販売
- ⑤ 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- ⑥ 給与、賞金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- ⑦ キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- ⑧ その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するものに対する支払い
 - （注） 以下の取引については消費者還元の対象となる。
 - （ア）二輪自動車（新車・中古車）の販売
 - （イ）酒類の販売
 - （ウ）著作物（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）の販売
 - （エ）たばこの販売

※たばこの販売については、下記の事項について遵守できる場合のみに限る

- ・本事業のポイント付与等（フランチャイズチェーン加盟店等については2%、それ以外の中小・小規模事業者の店舗については5%）に加えて、小売販売業者の負担でポイント付与等を行うことは認められない。
- ・本事業に参加するフランチャイズチェーン等において、補助の対象外となるチェーン本部の直営店等で当該事業と同様のポイント付与等を実施する場合、当該直営店等において、たばこポイント付与等の対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではないが、この場合においても、当該事業のポイント付与等と異なるポイント付与等と小売販売業者の負担で行うことは認められない。

【参考】財務省HP：「キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについて」https://www.mof.go.jp/tab_salt/tobacco/cashless.html

4. 消費者還元率の設定

(1) 還元率が2%となるフランチャイズチェーン等の定義

1. （1）または1. （3）に該当し、2. に該当しない中小・小規模事業者等であつて以下に該当する者については、フランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等として、購買に対する消費者への還元額を取扱額の2%とする等、個別の中小・小規模事業者等とは別途の取扱をすることとする。

- ① フランチャイズ本部に該当する事業者（注）（本部が中小・小規模事業者等に該当しない場合に限り）と概ね次のような事項を含む契約を結ぶ者

（ア）加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの

（イ）営業に対する第三者の統一イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導、援助等に関するもの

（ウ）上記に関連した対価の支払いに関するもの

（エ）フランチャイズ契約の終了に関するもの

- （注）「フランチャイズ本部に該当する事業者」とは、本部が加盟店に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者をいう。
- ② 「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）」に基づき、経済産業大臣の登録を受け、揮発油販売業を行う者

(2) フランチャイズチェーン等における消費者への還元率の設定 【別表1参照】

※1 本部が中小・小規模事業者等に該当するかは、1. で規定する要件に基づき判断するものとする。

※2 フランチャイズ本部が一定の地域において、フランチャイズ展開機能を特定の企業（「エリアフランチャイズ」等）に与え、その企業が地域内でフランチャイズ展開を進めている場合であっても、「エリアフランチャイズ」等ではなく、あくまでフランチャイズ本部の資本金や従業員数等に基づき、還元率を判断する。

(3) フランチャイズチェーン等における消費者への還元率の設定還元率が5%となる事業と2%となる事業が混在している事業者について加盟店が、多角的な経営を実施し、還元率を5%とする要件に該当する事業と還元率を2%とする要件に該当する事業のいずれも実施している場合であつて、還元率の異なる決済データに分けて決済事業者へ提供できるときは、それぞれの適当な還元率で消費者還元を実施するとともに、還元率を5%とする要件に該当する事業に限って、端末補助および手数料補助の対象とすることとする。ただし、還元率の異なる事業の切り分けが困難な場合は、還元率を2%に統一して消費者還元を実施することとし、端末補助および手数料補助は実施しない。

5. 還元率の設定について疑義がある場合の措置

(1) 加盟店登録時において、4. に基づきフランチャイズチェーン等への該当の有無の判断がなされた場合においても、事務局が適当でないと判断した場合、以下の対応を行う。

① 本来の還元率が2%であるにも関わらず、5%と判断されていた場合

消費者還元率を2%とし、当該加盟店における購買に基づいて消費者還元が行われた場合あつては、消費者還元の対象加盟店となった時に遡って、差額3%分にあたる補助金の交付を取り消す。

② 本来の還元率が5%であるにも関わらず、2%と判断されていた場合

事務局が指示する時期以降の消費者還元率を5%とし、当該時期以降に端末補助や手数料補助の対象とする。なお、当該時期以前に遡って、追加の補助金の交付は行わない。

※事業としては中小・小規模事業者等の事業所での商品・サービス提供となつたとしても、消費者からのキャッシュレス決済が、大企業との売買契約に基づくものとなる場合、本制度の対象外取引となる。

(2) 補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する中小・小規模事業者等

加盟店において、補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する場合、中小・小規模事業者等は補助対象の取引と補助対象外の取引を区別して決済処理しなければならない。また、B型決済事業者および準B型決済事業者は、補助対象となる決済情報のみを集計できる手段を事前に講じなければならない。仮にこれらの取引に補助金が支出されたことが発覚した場合は、補助金の返還を求めるとともに、当該中小・小規模事業者等の登録を取り消す場合がある。
以上